

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	33 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から同年11月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで
③ 昭和54年11月
④ 昭和56年4月から57年3月まで
⑤ 昭和59年7月から60年9月まで

私は、昭和52年に会社を退職したので、国民健康保険に加入するため、居住する町の役場に行った。その際、国民年金に加入をしないと、国民健康保険には加入できなかったもので、国民年金の加入手続も行い、国民年金保険料を信用金庫で納付した。

その後、転居するごとに、直ちに住所変更手続を行い、口座振替になるまで納付書により住所地にある信用金庫の支店で国民年金保険料を納付した。

それぞれ居住していた市や町で、国民年金保険料をきちんと納付していたにもかかわらず、申立期間①から⑤までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、昭和54年11月に婚姻の届出と同日付けで、国民年金の任意加入及び住所変更の手続を行っており、申立期間後の任意加入期間の国民年金保険料を、すべて納付していることが確認できることから、加入手続のみを行い、加入直後のわずか1か月である申立期間③の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①、②、④及び⑤について、申立人は国民年金保険料の納付状況についての記憶が曖昧であり、納付を裏付ける特段の事情もうかがえない上、申立期間以外にも、国民年金の未加入期間及び保険料の未納が散見される。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 7 月の結婚後しばらくして、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。結婚後、数年経ったころに、いつもと違う納付書が自宅に届いたので、申立期間の保険料を自宅近くの郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 7 月の結婚後、数年経ったころに、いつもと違う納付書が自宅に届いたので、申立期間の国民年金保険料を自宅近くの郵便局で納付したと主張しているところ、その当時申立人が居住していた市の広報誌によると、同市では、第 2 回特例納付の納付書を勧奨により発行していたことがうかがえることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、第 2 回特例納付の実施期間中であつたものと推認できる上、申立期間は、強制加入期間であり、第 2 回特例納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人が納付したとする金額は、申立期間の国民年金保険料を実際に第 2 回特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、申立人の夫は、「妻から聞いた金額は、それほど高くなかったので、保険料を納付した方がいいと言ったことを憶^{おぼ}えている。後日、妻から保険料を納付してきたと聞いた。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間直後から 60 歳に到達するまでの 25 年以上に渡る国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険

料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年8月まで

私は、「国民年金に加入しておいた方がよい。」と母親に勧められたことから、時期ははっきり憶^{おぼ}えていないが市役所へ行き、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後しばらくしてから、過去の未納期間の国民年金保険料を市役所でまとめて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳交付簿によると、平成4年10月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことが確認でき、その時点で、申立期間に近接する3年7月から4年3月までの国民年金保険料は過年度納付となることから、オンライン記録では現年度納付された記録になっていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立期間は1回、かつ5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年11月までの国民年金の納付記録については、国民年金第3号被保険者として保険料納付済期間であると認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年11月まで

私は、昭和54年2月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。61年4月に国民年金の第3号被保険者資格が創設されたことに伴い、厚生年金保険の被保険者である私の夫の被扶養者として第3号被保険者となり、以後、夫が死亡により厚生年金保険の資格を喪失した平成14年*月まで継続して第3号被保険者であったはずなのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間にかかる国民年金被保険者記録は、当初、第3号被保険者期間として記録されていたところ、申立人の第3号被保険者の資格喪失時期を平成14年4月とする訂正処理が15年5月に行われ、国民年金に未加入の期間とされたことが確認できるものの、申立人は、当該時期に国民年金被保険者記録にかかる届出をした記憶は無く、上記訂正処理にかかる資料はすでに廃棄済みであり、当該処理が行われた理由は不明である。

また、申立人の夫は、申立期間以前から当該期間を通じて勤務先に変更はないことから、その夫の厚生年金保険の資格の得喪手続が行われた形跡はなく、その勤務先であった事業所の加入している健康保険組合の記録によれば、その夫が死亡により厚生年金保険の資格を喪失した平成14年*月まで、申立人は、その夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

さらに、申立人は、その夫の死亡に伴い、遺族年金の裁定請求手続を行っているところ、その際に提出された所得証明書の記載内容などから、申立期

間中も引き続き夫の被扶養者であったとする申立人の主張に不自然な点はなく、申立期間にかかる国民年金被保険者記録を第3号被保険者から未加入期間へと訂正する合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金の納付記録については、国民年金第3号被保険者として保険料納付済期間であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 59 年 12 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 12 月から 59 年 12 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、国民年金保険料の免除の申請を行った。年号が平成になったころ、市役所から、「免除期間の保険料を追納しますか。」と案内の手紙がきたので、追納の手続を行った。その後、納付書が届き、申立期間①及び②の保険料を追納した。私が免除の申請を行ったのは 2 回、追納の保険料を納付したのも 2 回だったと記憶している。申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、免除の申請手続を過去 2 回行い、年号が平成になってから、免除期間の国民年金保険料を 2 回追納したと述べているが、現に、昭和 56 年 12 月から 57 年 3 月までの期間は、平成 3 年 3 月に追納しており、申立期間②の前後の保険料を納付していることが確認できることから、12 か月と短期間である当該期間の保険料を追納していたと考えても特段不合理ではない。

また、申立人は、申立期間①及び②以降の国民年金保険料をすべて納付しており、平成 3 年 6 月からは国民年金基金の掛金も納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと思われる。

2 一方、申立期間①については、申立人は、上述のとおり、免除の申請を過去 2 回行ったと述べており、特殊台帳及びオンライン記録でも申立期間

①直前の昭和 56 年 12 月から 57 年 3 月までの期間及び申立期間②の 2 か所が免除の申請がされていることが確認できる。

しかし、追納により納付済みとされている昭和 56 年 12 月から 57 年 3 月までの期間、申立期間①及び②は 5 か年度にわたっており、すべての期間で国民年金保険料の免除を受けるためには、通常、最低でも 5 回の申請が必要となるため、申立人が述べているように、2 回の申請のみで当該期間がすべて承認されるというのは考えにくい。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を免除の申請及び追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から46年3月まで

私は、昭和40年にA店にインターンシップで勤務し始めた。

22歳になったころ、その勤務先のマスターが、私の国民年金の加入手続きを行い、その後の国民年金保険料を、私が37歳になるころまで納付してくれていた。

時期は憶えてないが、30歳になるまでの間に、市役所から、女性の声で、足りない分の国民年金保険料を一括で納付することができる旨の案内の電話があり、20歳までさかのぼって保険料を納付できることを知ったため、私が市役所に行き、未納分の保険料をまとめて納付した。

自分が勤務していたA店のお客様にも、国民年金の加入と国民年金保険料の納付を勧めていたにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとする時期には、第2回特例納付の実施期間が含まれ、申立人が納付したとする金額は、第2回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人が主張する国民年金保険料の納付方法は、第2回特例納付が実施されていた当時、申立人が居住していた市で実施されていた特例納付による保険料の納付方法とおおむね一致しており、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みとされており、厚

生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行われているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から53年4月までの期間及び同年11月から58年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から53年4月まで
② 昭和53年11月から58年9月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が、自宅に来た集金人に私と夫の二人分を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立人が、自宅に来た集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、納付日が確認できる昭和41年1月から43年3月までの申立人及びその夫の保険料は、同一日に納付されていることが申立人及びその夫の特殊台帳から確認できることから、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人の夫の申立期間①及び②の国民年金保険料は納付済みとされている上、その夫は、申立人が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた旨証言していることから、申立人が、その夫の保険料のみを納付し、自身の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間①及び②当時申立人が居住していた市では、集金人による国民年金保険料の収納が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成3年3月まで

私は、平成3年5月ごろ、結婚を契機に国民年金に加入するため母親と一緒に市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その際、職員から未納となっている国民年金保険料を20歳までさかのぼって納付できると言われ、保険料を計算してもらったところ約25万円であった。一緒にいた母親は、その日に家具を買うつもりであったことから、30万円程度の現金を所持していたので、母親からお金を借りてさかのぼってまとめて保険料を納付した。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成3年5月に市役所で国民年金の加入手続を行った際、職員から未納となっている国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われ、その場で申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住する市を管轄する社会保険事務所（当時）では、職員を市へ派遣し、過年度保険料の収納業務を行っていたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月に払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間のうち、元年4月から3年3月までの国民年金保険料を納付することが可能である上、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間の保険料を実際に過年度納付した場合の額とおおむね一致することから、申立内容に不自然さは認められ

ない。

さらに、申立人と一緒に市役所に行ったとするその母親は、申立人が国民年金の加入手続を行った際に、職員から未納となっている国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われたことから、家具を買うために用意していた金を申立人に貸したと証言している。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間について、申立人は、国民年金の加入時に、国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 5 月に払い出されていることが確認できることから、その時点で当該期間の保険料は時効により納付することができない期間である。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 4 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月

私は、平成8年10月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後の国民年金保険料については、遅れることなく、毎月納付していた。1か月だけ保険料を納付し忘れることはないはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険の加入期間である平成9年9月の国民年金保険料を納付していることが確認でき、その時点で申立期間の保険料が未納とされていれば、本来、当該期間に保険料を充当すべきところ、同年12月に過誤納保険料として申立人に還付されていることが確認できる上、申立人が当時居住していた市の担当者は、「当時、還付する保険料があった場合は、それ以前の納付可能な未納期間に充当する取扱いを行っていた。」旨証言していることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人は、申立期間当時、遅れることなく、毎月国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成9年4月*日に住民票の届出と同時に国民年金の住所変更手続を行っていることが確認できることから、申立期間の納付書も遅滞なく発行されたと考えられるため、申立内容に不自然さは認められない。

さらに、結婚後、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたと考えられるその妻は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

加えて、申立期間は1回、かつ1か月と短期間である上、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることか

ら、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月及び同年3月

私は、昭和46年1月ごろ、市役所出張所で、国民年金の任意加入手続を行った。その際、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年1月ごろ、市役所出張所で国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、同年2月に国民年金の任意加入手続を行っていることが確認でき、申立人が国民年金に任意加入しておきながら、加入当初の2か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に未納はなく、60歳到達後も国民年金に任意加入し、付加保険料を納付していた期間もあることから、申立人の国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする市役所出張所は、申立期間当時存在し、国民年金の加入業務及び保険料の収納業務を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年12月まで

私は、第二子が生まれる前の昭和45年ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、毎月集金人に国民年金保険料を納付していた。この区役所で国民年金の加入手続を行うより前には、私自身が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した記憶は無いが、私が所持している国民年金手帳には、資格取得日が昭和35年10月1日と記入されている。申立期間が未納となっているため調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和44年12月から46年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民年金の加入手続日から申立人の国民年金加入手続時期は、44年12月ごろであると推認されるが、その加入手続時期は、45年に第二子が生まれる前に、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の記憶と一致していること、及び申立人が、その夫の給料により、国民年金保険料を納付したと主張していることについても、その夫は、当時、厚生年金保険に加入し、その標準報酬月額は比較的高く、申立期間の保険料を納付することは十分可能であったことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年4月から44年11月までの期間については、申立人は、45年ごろ国民年金の加入手続を行う前に、申立人自身が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた記憶はないものの、国民

年金の資格取得日が 35 年 10 月 1 日になっていることから、その時期から保険料が未納となっているのはおかしいとしているが、資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡^{そきゅう}及することから、保険料納付の始期を特定するものではない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 44 年 12 月ごろであると考えられることから、申立期間の過半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 44 年 11 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 12 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年9月まで

私は、時期は思い出せないが、知人に勧められたのを契機に、区役所で私の夫の分と一緒に国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、夫婦二人分と一緒に納付書により複数の金融機関で納付していた。保険料と一緒に納付していた夫は申立期間が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分と一緒に納付したと主張しているところ、確認できる範囲において、夫婦の保険料は同一日に納付されていることが確認できる上、その夫の申立期間の保険料は納付済みとされていることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、昭和54年度の一部の期間について、国民年金保険料が未納であるため、本来、保管されるべき昭和50年度以降の国民年金被保険者台帳が保管されていないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間を除く未納期間については、国民年金保険料を納付していないことを明確に記憶していることから、申立人の主張は一貫性があり、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年1月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年1月から40年3月まで

私は、集金人の勧めにより自宅で母親と一緒に国民年金の加入を行った。申立期間の国民年金保険料については、定期的に自宅に来ていた集金人に母親の保険料と一緒に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親と一緒に国民年金の加入手続きを行い、母親の国民年金保険料と一緒に集金人に保険料を納付していたと主張しているところ、申立人とその母親の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されている上、申立人の居住していた区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が所持している2冊の国民年金手帳及び申立人の被保険者台帳に記載された生年月日は、いずれもその母親の生年月日が誤記入された後に訂正されているほか、昭和37年4月から同年9月までの国民年金保険料が過誤納としてその後の保険料に充当されていることが確認できることから、当時、行政側における記録管理事務及び収納事務が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人と申立期間当時同居し国民年金保険料と一緒に納付していたとするその母親は、国民年金制度創設当初から申立期間①及び②を含めて保険料を完納しており、申立人のみ当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年4月まで

私は、何年ごろかは記憶にないが、国民年金の制度ができたことを知り、夫の同意を得て、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その際発行された国民年金手帳は紛失してしまい、現在はその後に発行された手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私が納付書で毎月100円を同出張所で納付していたが、数か月後、社宅でサラリーマンの妻は任意加入だという話を聞き、国民年金の資格喪失手续を行った。加入手続や資格喪失手续を行った時期については、長男が昭和37年*月に生まれているので、そろそろ乳母車に乗せられる月数になっていたという記憶しかない。保険料を納付していた期間は、1年に満たなかったが、任意加入してから資格喪失手续を行うまでは保険料を欠かさず納付していたので、申立期間が未加入期間で保険料が未納とされていることは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、具体的な記憶はないものの、国民年金の制度ができた直後に、区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、数か月後には加入が義務ではなかったことを知り、被保険者資格の喪失手续を行ったとしているほか、納付状況についても、申立期間当時の国民年金保険料月額が100円であったことや加入手続や保険料の納付を行った当該区役所出張所の所在地などを記憶している。これら申立人の加入手続時期及び納付方法についての記憶は具体的であり、その記憶と保険料月額や実際の区役所出張所の位置などが一致していること、及び当該出張所では国民年金の加入手続及び保険料の収納を行っ

ていたことが確認できることを考え合わせると、申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張は信憑^{びよう}性が認められる。

また、オンライン記録では、申立人は申立期間において国民年金に加入していないとされているが、当委員会の調査の結果、未納とされているものの、申立人のものと考えられる未統合の加入記録が認められた。当該未統合記録では、申立人が当時居住していた区で当該記録にかかる国民年金手帳記号番号が払い出されており、昭和 37 年 10 月に任意加入し、38 年 4 月に資格喪失とされていることが確認でき、申立人は、37 年*月に出生した長男が乳母車に乗せられるころに加入手続や資格喪失手続を行ったと述べており、任意加入していた時期と合致することから、当該未統合記録は申立人の記録である可能性が高いものと認められ、行政の記録管理の不備がうかがわれる。

さらに、前述のとおり申立人の国民年金保険料の納付状況等についての記憶は信憑^{びよう}性が認められることから、申立人は、自ら国民年金に任意加入しながら、保険料を全く納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。母親は、申立期間当時、自治会で保険料の集金の仕事をしていたこともあって国民年金に関して大変気を配っており、私の加入手続及び保険料納付を怠るとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料を前納している年度も多いなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 7 月に払い出されていることが確認でき、この前後に加入手続を行ったものと考えられ、加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料の過年度納付が可能であり、申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、20 年以上にわたり任意加入しており、保険料の納付意欲が高かったと認められることを考え併せると、申立人が主張するとおり申立人のために申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度が開始されたころ、国民年金に加入したが、区役所に出向いて加入手続をした記憶はなく、国民年金手帳も郵送されてきたと思う。その後、自宅を訪れた集金人の指示どおりに国民年金保険料を納付してきた。結婚後、転居を重ねたが、引き続き集金人に保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間当時居住していたとする区では、国民年金の担当係員が各戸を訪問し、個別に国民年金への加入の意思を確かめて加入手続を行っていたことが確認でき、区役所に出向くことなく、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の交付を受けたとする申立人の主張には、不自然な点は見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料について、同区では、集金人による現年度保険料の納付が始まったのが昭和37年度からであること、及び38年度からは、別途、都道府県職員によって過年度保険料を徴収するための集金体制が整備されていたことが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和37年3月に払い出されていることを考え合わせると、申立人は、申立期間①の保険料を集金人に納付することは可能であったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後において、申立人の住所及び申立人の夫の職業に変

更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然であることに加え、申立人が申立期間②当時居住していた区において、集金人制度が存在していたことが確認できる。

加えて、申立期間①及び②は、それぞれ12か月、3か月と短期間である上、申立人は、結婚後においても国民年金に任意加入し、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 40 年 5 月から入籍に先立って妻と同居を始めたが、このころ既に国民年金保険料の集金人と思われる人物が訪問していたので、同年 3 月以前に国民年金の加入手続を行っていたのではないかと思う。

同居を始めて 1 年が経たないうちに、国民年金保険料の未納分を納付するよう通知が届いたので、妻が申立期間の保険料を納付した。妻は、納付したのは管轄社会保険事務所（当時）だと思おうとしているが、納付金額については、安価だったということしか憶^{おぼ}えていない。

妻からは、未納となっていた国民年金保険料をすべて納付したと聞いていたので、昭和 37 年 8 月から 40 年 3 月までの期間の保険料をすべてさかのぼってまとめて納付したと思っていた。しかし、法律で時効が決められているということなのであれば、少なくとも時効にかからない申立期間の保険料を納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 未納分の国民年金保険料の納付を求める通知が届いたことを契機に社会保険事務所でさかのぼって未納であった保険料を納付したとする主張については、社会保険事務所で過年度保険料を納付することができたこと、及び申立人の国民年金手帳記号番号に近い番号が付与された被保険者の加入状況等から、昭和 41 年 11 月から 42 年 8 月までの間と推認できる申立人の国民年金への加入時期が、同居開始後 1 年を経ないころ行った加入手続の直後に未納の通知が届いたとする申立人の説明とも合致することから、不自然とは言えない。

また、申立人は、申立期間後、20年以上にわたる国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、加入手続後においては、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料については、過年度納付が可能であるが、当時は、納付を行う年度の2年前の年度当初までさかのぼって過年度保険料を収納している例も多いことから、38年4月から同年9月までの保険料についても過年度納付により納付したと考えるも特段不合理とは言えない。

- 2 一方、申立人は昭和40年3月以前には国民年金の加入手続を行っていたので、同居を開始した時点ですべてさかのぼって納付できる期間の国民年金保険料を38年1月から納付したと主張しているが、上記1で述べたとおり、申立人の国民年金の加入手続は、41年11月ごろに行われたと推認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらないことを考え合わせると、40年3月以前に国民年金に加入していたとは考えにくく、申立期間のうち、38年1月から39年3月までの期間の保険料については、時効により納付することができなかつたと考えられる。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 46 年ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、20 歳までの国民年金保険料をさかのぼって納付するように言われたため、同年 3 月に、未納であった保険料をさかのぼってまとめて市役所の出張所で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間直後の昭和 45 年度の国民年金保険料については、申立人の所持する領収書により未納から納付済みに記録訂正されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人が所持する、申立期間直前の昭和 42 年 8 月から 43 年 12 月までの国民年金保険料を特例納付により納付した際の領収書及び申立期間直後の昭和 45 年度の保険料の領収書によると、当該期間の保険料を、46 年 3 月に納付していることが確認できることから、その時点で過年度納付が可能である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 1 回、かつ 15 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3845

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間及び同年10月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和37年10月から38年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、自宅に来た市役所の担当者から国民年金の加入を勧められ、その場で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、集金を担当していた自治会の組長に、夫婦二人分を一緒に6か月分をまとめて納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に集金に来た自治会の組長に、申立期間①及び②の国民年金保険料をそれぞれ6か月分まとめて納付したと主張しているところ、申立人が居住する市では、昭和36年6月ごろより自治会による保険料の集金制度が開始されていたことが確認できる上、6か月単位で保険料を納付することは可能であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間前後の加入期間は国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は実際に納付した場合に必要な金額と一致していることから、申立内容には信憑性がある。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間はそれぞれ6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②

の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間及び同年10月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和37年10月から38年3月まで

私の妻は、昭和36年4月ごろ、自宅に来た市役所の担当者から国民年金の加入を勧められ、その場で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、集金を担当していた自治会の組長に、夫婦二人分を一緒に6か月分をまとめて納付した。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が自宅に集金に来た自治会の組長に、申立期間①及び②の国民年金保険料をそれぞれ6か月分をまとめて納付したと主張しているところ、申立人が居住する市では、昭和36年6月ごろより自治会による保険料の集金制度が開始されていたことが確認できる上、6か月単位で保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間前後の加入期間は国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の妻が納付したとする保険料額は実際に納付した場合に必要な金額と一致していることから、申立内容には信憑性がある。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、保険料の納付

意識は高かったものと認められる上、申立期間はそれぞれ6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3847

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月、48 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月
② 昭和 48 年 2 月及び同年 3 月

私が昭和 46 年 2 月に会社を退職した後、父親が私の国民年金加入手続を行った。47 年 5 月の結婚を契機に転居し、転居先の市役所の出張所で国民年金の住所変更と種別変更の手続を行った。その後、2 か月に一度巡回してくる集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間①及び②に近接する昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの期間について、当初、未納とされていたが、申立人が所持する国民年金手帳に検認印が押されていることにより、平成 22 年 5 月に納付済みに訂正されていることから、当該期間に近接する申立期間①及び②についても、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人は、集金人に 2 か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた市では、集金人制度が存在していたことが確認できる上、保険料の納付周期が 2 か月であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、任意加入している期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ 1 か月及び 2 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から12年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月から12年11月まで

私は、平成11年2月に会社を退職してしばらくは国民年金に加入していなかったが、12年夏ごろに、国民年金の加入手続を行った。私の母親が、平成11年2月から未納となっていた国民年金保険料を、加入手続後から毎月1万円ぐらいずつを納付し、13年1月に、役所の人に、「これで最後です。」と言われ、20万円ぐらいをまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年夏ごろに、国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、11年2月から未納となっていた保険料を、その母親が、数回に分けて納付していたと主張しているところ、申立人の加入手続が行われた時期は、国民年金第1号被保険者取得勸奨状の送付時期及び免除の申請日から、12年8月から13年1月までの間と推認でき、その時点では当該期間の保険料は過年度納付により納付することが可能である。

また、申立人の母親が納付していたとする国民年金保険料額は、申立期間当時、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額とおおむね一致している上、その母親が所持する家計簿には、平成13年1月に当該金額の保険料をまとめて納付したことがうかがえる記載がある。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、国民年金に任意加入している上、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと推認できる。

加えて、申立人が所持している年金手帳には、平成11年2月1日に国民年

金第1号被保険者となった記載があることから、申立人は、切替手続を適切に行ったことが確認できる上、申立期間は22か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月及び同年3月

私は、昭和56年1月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替を行った。申立期間の国民年金保険料については、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で2か月分を一緒に納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を送付されてきた納付書により金融機関で2か月分をまとめて納付したと主張しているところ、申立期間当時、納付書により金融機関で保険料を納付することは可能である上、申立人が居住していた区の保険料は、2か月単位で収納されていたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は2か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に特段変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を平成3年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月30日から同年6月1日まで
ねんきん特別便でA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成3年5月30日となっていることを知った。しかし、同年5月31日まで勤務していたので、調査して、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が平成3年5月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、申立人が平成3年5月末日まで勤務し厚生年金保険料も控除していたと思われると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所への届出に誤りがあったと思われるとしていることから、事業主が平成3年5月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険

料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和32年2月15日から同年5月6日までの期間について、事業主は、申立人が同年2月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月6日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月ごろから31年ごろまで
② 昭和32年ごろ

申立期間①はA社に勤務しており、申立期間②はB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と同姓で名が異なり、生年月日が一致する者（以下「C」という。）が昭和32年2月15日に被保険者資格を取得し、同年5月6日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は「Cは、当時、養子縁組先から、名乗るように言われていた名である。」と供述している。

さらに、同僚が「当該期間に、申立人がB社に勤務していたことは記憶しているが、Cという氏名の同僚はいなかった。」と供述していることから、前述のC氏の被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和32年2月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出及び同年5月6日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和32年2月から同年4月までの標準報酬月額については、上記の被保険者記録により、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人が勤務していたと主張しているA社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所になっておらず、申立人が記憶する所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録も確認できない。

また、A社があったとするD区に、同社と類似した名称のE社があったことが確認できたが、同社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が記憶している所在地とは異なっており、申立てに係る事業所を特定することはできなかった。

さらに、申立人が事業主であったとする者の所在が不明であり、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、照会を行うことができず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月21日から同年9月1日まで

私は昭和46年4月1日にA社に採用され、同日付でC社に出向した後、47年8月21日付でA社に復帰して、同社B支店に配属となった。それ以来、平成20年4月30日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

出向して復帰したとはいえ、勤務に中断は無く、加入記録に欠落ができるはずが無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事個人票、社員名簿等の人事記録、同社の回答、健康保険組合の加入記録及び申立人と同期入社と同僚2名（申立人と同時にC社に出向し、A社に復帰）の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年8月21日にC社からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和47年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務

を履行したか否かについては不明としているが、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書により、申立人の被保険者資格取得日をオンライン記録と同日の昭和 47 年 9 月 1 日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和32年8月1日から33年6月1日までの期間について、B事業所の事業主は、申立人が32年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月1日から35年1月1日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所からB事業所に移った昭和32年7月1日から35年1月1日までの期間が無い旨の回答を得た。調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時のB事業所の業務内容を詳細に記憶している上、元同僚1名が申立人を記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、同一生年月日の昭和32年8月1日から33年6月1日までの基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、B事業所の事業主は、申立人が昭和32年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿から

9,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和32年7月1日から同年8月1日までの期間については、A事業所の元同僚は「32年ごろだったと思うが事業主が代わりB事業所になった時に、申立人と同じ仕事をしていた多数の者が、いったん退職した。」と証言している。

また、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じくA事業所において昭和32年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B事業所において同年8月1日に同資格を取得している者が多数確認できる。

申立期間のうち、昭和33年6月1日から35年1月1日までの期間については、申立人は、「時期は定かではないが、Eの本部がCに来るので、F地は撤収すると言われて、G職は全員解雇になったと記憶している。」と供述しているところ、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の1500ページから1504ページまでに記載されている被保険者50名のうち、33年6月1日に資格を喪失している者が29名、それより前に喪失している者が18名おり、ほとんどの者が、申立人と同じ同年6月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録により、B事業所は、昭和33年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

さらに、A事業所及びB事業所管轄のD事務所が提出した厚生年金保険資格確認票によれば、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、昭和31年9月9日から32年7月1日までと記載されている。

このほかに、昭和32年7月1日から同年8月1日までの期間及び33年6月1日から35年1月1日までの期間における申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3021 (事案 51 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年10月から21年3月までは200円、同年4月から22年4月までは300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月31日から22年5月1日まで

私は、昭和19年6月1日にA社B工場に入社し、20年10月31日に同社C事業所へ転勤、また、22年5月1日に同社D事業所へ転勤するなどして、24年5月5日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社C事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。

前回審議では、A社C事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いと判断されたが、同社C事業所の所在地を明確に記憶しているので、再度、調査した上で、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、オンライン記録において、A社C事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料が無い等により、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月9日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、申立人が申立期間前に在籍

していたA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該名簿において、申立人の資格喪失日欄に「昭和20年10月31日転勤」と記載されていることが確認できる。

また、今回新たに、申立人が申立期間に勤務していたとするA社C事業所の所在地が、同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により判明し、当該所在地は申立人が記憶する所在地と一致していることから、申立人が同社C事業所に勤務していたことが認められる。

これら今回新たに判明した事実を総合的に判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し（申立期間において同社B工場から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人が共にA社C事業所に勤務していたとする同僚が、申立期間において同社における厚生年金保険被保険者となっており、申立人も申立期間において被保険者であったと考えられることから、申立人の同社における被保険者資格取得日を昭和20年10月31日と訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人と同年代の同僚の申立期間におけるA社での標準報酬月額の記録から、昭和20年10月から21年3月までは200円、同年4月から22年4月までは300円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

私の年金記録を確認したところ、昭和46年4月1日にA社に入社して以来、現在まで継続して在職しているにもかかわらず、同社B工場に勤務していた同年8月31日から同年9月1日までの記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在籍証明書及び社内経歴書から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年9月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行していたか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和46年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は、同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は、保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年1月6日に、同社における資格取得日に係る記録を26年11月21日に訂正し、同年11月及び12月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和26年11月21日から27年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年1月6日から同年1月17日まで
② 昭和26年11月21日から27年1月1日まで
厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社から同社B支店に転勤した際には、同社の資格喪失日が昭和23年1月6日、同社B支店の資格取得日が同年1月17日とされ、同社B支店から同社に転勤した際には、同社B支店の資格喪失日が26年11月21日、同社の資格取得日が27年1月1日とされている。

A社には昭和17年9月23日から49年5月21日まで継続して勤務し、保険料も控除されていたはずなのに、被保険者期間に空白があるのは納得がいかないもので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る在籍証明書及び人事記録並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(申立期間①は、昭和23年1月6日にA社から同社B支店へ、申立期間②は、26年11月19日に同社B支店から同社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和26年11月及び12月の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年1月の社会保険事務所(当時)の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社における資格取得日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和45年に入社してから現在まで継続して勤務している。46年に同社B支社から同社C支社へ転勤した際の期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間も継続して勤務していたため、調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が在籍しているA社D支社から提出された月掛社員履歴成績台帳兼労働者名簿及び同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年7月1日に同社B支社から同社C支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は申立期間の資料が保管されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和45年3月から46年10月までは10万円、同年11月から48年6月までは13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月1日から48年3月10日まで
夫は、昭和40年9月にA社に入社し、50年2月に退職するまで継続して勤務していた。勤務中、給料も支給され、厚生年金保険にも継続して加入していたので、途中の年金記録が欠落することは考えられない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年3月1日以降の期間について、雇用保険の加入記録、元事業主及び同僚の証言から判断すると、申立人が当該期間において、A社のグループ会社であるB社に勤務していたことが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、昭和45年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48年7月1日に同資格を喪失した基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

さらに、同僚は、申立てに係るグループ会社において、申立人のほかに、申立人と同姓同名の者はいなかった旨を証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和 45 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48 年 7 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和 45 年 3 月から 46 年 10 月までは 10 万円、同年 11 月から 48 年 6 月までは 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日までの期間について、オンライン記録により、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、45 年 3 月 1 日であり、当該期間において同社は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社に入社し、昭和 42 年ごろから B 社で申立人と一緒に勤務したとする同僚 3 名は、オンライン記録により、申立人と同様、44 年 4 月 1 日に A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、45 年 3 月 1 日に B 社において資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 59 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 16 日から 10 年 8 月 1 日まで
私は、平成 8 年 2 月 16 日から 16 年 2 月 28 日まで A 社に勤務した。
8 年 2 月から 10 年 7 月までの標準報酬月額が低く記録されている。給与明細書と預金通帳の写しを提出するので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 8 年 2 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月、9 年 1 月から同年 10 月までの期間及び同年 12 月から 10 年 7 月までの期間について、申立人の保管する給与明細書により、申立人がその主張する標準報酬月額（59 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 8 年 6 月、同年 8 月から同年 12 月までの期間及び 9 年 11 月については、給与明細書は無いものの、普通預金通帳により、上記の給与明細書によって保険料控除額が確認できる前後の期間の給与振込額と当該期間における給与振込額がほぼ一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が平成8年2月から10年7月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和33年2月1日から34年1月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を33年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から34年1月1日まで

私は、姉の夫の紹介で、昭和32年9月にA社に入社した。しかし、厚生年金保険被保険者の資格取得日が、34年1月1日となっている。毎月の給料から厚生年金保険料が天引きされていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において工場長であったとする者は、「申立人は、入社してきた時には、19歳か20歳ぐらいであった。」旨を述べている。

また、申立人と会社の寮で同部屋であったとする者は、「私は、昭和32年10月ごろに入社した。申立人もほぼ同時期に入社したと思う。」と述べているところ、別の同僚は、「私は、寮で一人部屋であったが、申立人と上記の同僚は同時期に入社してきたので、同部屋であった。」と供述していることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

さらに、複数の同僚は、「試用期間は、3か月間から6か月間程度であった。」と述べている上、上記の申立人と同部屋であったとする同僚は、申立人と同一の業務であったと述べているところ、昭和33年2月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 33 年 2 月 1 日から 34 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 社における申立人に係る昭和 34 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、現在営業しておらず、事業主も当時の資料が無いため分からないとしているが、事業主から申立てどおりの申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に、事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和 34 年 1 月 1 日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 33 年 2 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 2 月 1 日までの期間については、上記同僚及び従業員の供述等から判断すると、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、上記のとおり、同社では試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる上、申立人と同時期に入社したとする者も、当該期間においては同社に係る被保険者となっていない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和30年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和30年4月1日に入社し、平成7年7月31日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は同社から同社の子会社であるB社に配属された時期で、私は継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人のA社及びB社における人事記録等を保管しているC社から提出された人事記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和30年6月30日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成8年1月から12年9月までは59万円、同年10月から同年12月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から13年1月30日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年1月から12年9月までは59万円、同年10月から同年12月までは62万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成13年1月30日の後の15年1月9日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が9万8,000円に減額訂正されている上、申立人のほかに、1名の標準報酬月額の記録もさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は取締役であったことが確認できるが、申立人は、「営業担当の取締役であった。」と供述している上、元代表取締役も、「標準報酬月額の引下げについて、申立人に詳しい説明はしなかった。」と回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所当初届け出た平成8年1月から12年9月までは59万円、同年10月から同年12月までは62万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、49年2月8日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し、行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年2月まで

私は、昭和48年10月から49年2月まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届、厚生年金基金加入員資格喪失届及び厚生年金基金加入員番号払出簿によると、申立人が同社において、昭和48年10月1日に厚生年金基金加入員資格を取得し、49年2月8日に同基金加入員資格を喪失していることが確認できる。

また、B厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員資格喪失届は複写式を使用していた。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年10月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得し、49年2月8日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB厚生年金基金における当該期間の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月16日から同年4月1日まで
厚生年金保険被保険者の記録によると、A社本店から同社B支店に転勤になった申立期間の加入記録が漏れている。

申立期間はA社B支店に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社保管の職員原簿、D健康保険組合保管の被保険者被扶養者資格台帳簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和39年3月16日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年7月9日の標準賞与額に係る記録を27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

私は、平成15年4月1日にA社に正社員として入社し、現在も同社で品質保証の業務をしているが、16年7月9日に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された本社賞与台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前記の本社賞与台帳並びにA社が申立人に対し発行した平成16年7月賞与証明書の賞与額及び保険料控除額から27万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から5年1月21日まで
厚生年金保険被保険者の記録では、標準報酬月額が平成2年12月から9万8,000円となっている。そのころの給与は20万円ほどであり、そんなに少なかったはずがない。適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は20万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった平成5年1月21日の後の同年1月25日付けで、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほか3名についても標準報酬月額の引き下げが行われているが、社会保険事務所において、このような訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年12月までの期間、57年10月から59年3月までの期間及び平成2年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から同年12月まで
② 昭和57年10月から59年3月まで
③ 平成2年11月

私は、大学を卒業した昭和55年4月ごろ、私が行ったか、勤めていた会社が行ってくれたか定かではないが、当時居住していた住所地の区役所で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。その後、同会社で厚生年金保険に加入する直前の同年12月まで、私が区役所で、国民年金保険料を納付していた。

昭和57年10月ごろ転居した際に、転居先の住所地の区役所で国民年金の住所変更手続を行った。その後、59年9月に転居するまで、同区役所で申立期間②の国民年金保険料を納付していたと思う。

平成2年11月に夫の勤めていた会社が倒産したため、当時居住していた住所地の区役所で、私が、自身の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続と、夫の国民年金の加入手続を行い、夫が新たに会社に勤め出した3年3月までの間、2か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、大学を卒業した昭和55年4月ごろ、申立人自身または勤めていた会社が国民年金の加入手続を行ったはずだと述べているなど、当時の国民年金の加入状況についての記憶が曖昧である上、申立

人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民年金の加入手続日から申立人の国民年金の加入手続時期は、60年1月であると推認され、その時点において、申立期間①は時効により納付できない期間である。

また、申立期間②について、昭和57年10月ごろに転居した区で、国民年金の住所の変更を行ったと述べているが、住所変更の手続状況や区役所の場所についても憶^{おぼ}えておらず、前述のとおり、国民年金の加入手続が60年1月と推認されることから、申立期間②当時は、国民年金保険料を現年度納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間③について、オンライン記録によると、当初、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更年月日は平成2年12月1日であったが、申立人の夫の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年11月30日であることに伴い、8年10月9日付けで同種別変更年月日が2年11月30日に訂正されていることが確認できることから、8年10月9日に同期間が未納とされたと考えられ、その時点では、時効により国民年保険料を納付できない上、一緒に納付したとするその夫は同期間、国民年金に未加入とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年12月まで

私が、昭和45年1月ごろ会社を退職したときに、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。私は、当時、母親が心配して私に国民年金に加入するように言ったことや、母親が集金人から手帳にスタンプのようなものを押してもらっていたことを記憶しており、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和45年1月ごろにその母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったのは、49年1月ごろと推認される上、申立人が所持する国民年金手帳によると、手帳発行日は同年2月5日と記載されているとともに、48年12月までの印紙検認記録欄には、「納付不要」の印が確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 60 年 9 月まで

私は、自宅に来た集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 8 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に国民年金への切替手続を行った記憶がないと述べている上、申立人が所持する国民年金手帳及び年金手帳にも、申立人が同年同月に国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載がないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、自宅に来た集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時、日中は勤めに出ていたと述べていることから、申立人が集金人に申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい上、申立期間当時の保険料額についての記憶もないことから、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月

私が20歳になる少し前に実家に年金手帳が届き、国民年金保険料については母親が納付していた。その後、厚生年金保険に加入し、平成17年7月に退職後は、自宅に届くようになった納付書により私が自宅近くのコンビニエンスストアか金融機関で毎月納付していた。申立期間の保険料については、18年10月に厚生年金保険に再加入後しばらくして、未納となり納付するように電話があったので、未納がないように納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、平成18年10月に厚生年金保険に再加入後しばらくして、納付するように電話があったので納付したと主張しているが、申立人が当該厚生年金保険に再加入後の同年10月22日に、申立期間直前の同年8月の保険料を納付したことが確認できる上、未納となっている申立期間の保険料については、社会保険庁(当時)の委託業者から申立人に対し、同年11月以降20年3月までに9回にわたり電話による納付督促が行われており、依然、未納のままとなっていることが確認できることから、申立人は納付した18年8月の保険料を申立期間の保険料と思い違えているものと考えられる。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められず、また、同年4月から平成4年4月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から61年3月まで
② 昭和61年4月から平成4年4月まで

申立期間①について、私は、昭和52年9月に市役所で国民年金の加入手続を行い、56年4月ごろに自宅に来ていた集金人に付加年金への加入を勧められ、夫の勧めもあり付加年金に加入した。

付加年金への加入手続は、自宅で集金人に対して行った記憶がある。

付加年金加入以降は、夫が、定額保険料及び付加保険料を一緒に納付書により金融機関で納付していた。

申立期間②について、私は、昭和61年4月に第3号被保険者になる手続を行った記憶はなく、引き続き付加保険料を含む国民年金保険料を、納付書により金融機関で納付していた。

申立期間①の付加保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月ごろ、付加年金の加入手続を行ったと主張しているが、その加入時期についての記憶は定かなものではなく、オンライン記録においても、この当時申立人が付加年金に加入していた事実は確認できない。

また、申立期間①について、申立人は、定額保険料及び付加保険料を一緒に納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、定額保険料及び付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考えにくい。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者になる手続を行った記憶はなく、引き続き付加保険料を含む国民年金保険料を、納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、オンライン記録によれば、同年同月の時点で、申立人は国民年金第 3 号被保険者とされていることが確認できることから、申立人が申立期間②当時居住していた市が、同年同月以降に付加保険料を含む保険料を徴収したとは考えにくい。

加えて、申立人が、申立期間①の付加保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の付加保険料及び申立期間②の付加保険料を含む保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その上、口頭意見陳述を実施するも、新たな証言や関連資料等を確認することはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②のうち、申立期間①の付加保険料を納付していたものとは認められず、申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月まで

私の妻は、私が会社を退職した昭和 57 年 8 月ごろ、市役所で、私の国民年金の加入手続を行い、自宅近くの郵便局で、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。その後、61 年 10 月に、銀行で年金住宅融資の申込みを行ったとき、希望する融資を受けるためには、年金の加入期間が不足していることを告げられた。私の妻は、不足期間を国民年金で埋めるため、市役所で保険料の納付書を作成してもらい、すぐに一括納付した。一括納付した期間は、申立期間を含む期間だったと思う。私は、私の妻が既に保険料を納付していたにもかかわらず、年金住宅融資申込み時に未納とされ、その申込み時に再度納付したはずなのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び同期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び同期間の保険料を納付したとするその妻も、加入手続時期をはっきり憶えていないなど、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況についての記憶は曖昧である。

また、申立人の妻は、昭和 57 年 8 月ごろ、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻が、年金住宅融資を受けるため、保険料の納付手続を行ったとする 61 年 10 月に払い出されていることから、申立期間は未加入期間で、保険料をさかのぼって納付できない期間である上、申立

人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえない。

さらに、申立人の妻は、希望する額の年金住宅融資を受けるため、申立期間を含む国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、同融資申込み前2年以内の未納とされている期間を納付する以外は、既に最高額の融資を受けるための加入期間の基準を達成しており、申立内容と合致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3856

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月

私は、平成15年5月から勤務した会社に来ていた社会保険労務士に相談し、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶があり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年5月から勤務していた会社に来ていた社会保険労務士に相談し、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った場所や保険料の納付場所、納付時期等についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の切替手続きの状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づいて、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、同期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3857

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から57年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から57年11月まで

私は、会社を退職後、自営業に従事することになったため、しばらく経ってから区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、住居兼店舗のビルの新築費用の一部に充てるために、年金の融資を受けようと区役所へ行ったところ、国民年金保険料の未納があると融資を受けることはできないと言われた。このため、昭和58年の夏ごろ、未納とされていた申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、年金住宅融資の要件を満たすために、昭和58年夏ごろに20歳にさかのぼって申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。しかし、申立人は、57年12月に厚生年金保険適用の事業所を退職し、58年9月から同年10月ごろと推認される時期に国民年金に加入した後、57年12月からの保険料を納付しており、その時点で、同年11月以前の厚生年金保険加入期間80か月と合算することにより、最近2年間の保険料に未納がないこと、公的年金制度に3年以上加入していることなど、年金住宅融資の際に求められる要件を満たしていたと考えられ、申立期間の保険料を納付する必要はなかったものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和48年7月から51年3月までの期間について、申立人は、大学生であったとしていることから、未加入期間とされていたものと考えられ、さかのぼって国民年金保険料を納付できない期間であったこと、及び51年4月から57年11月までの期間は、申立人は厚生年金保険に加入していたことから、重ねて国民年金に加入することができ

ない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする昭和 58 年夏ごろの時点では、特例納付の実施期間は既に終了しており、少なくとも 56 年 3 月以前の保険料については、時効により納付することはできない。

- 2 申立人は、口頭意見陳述において、申立期間の国民年金保険料を納付した証拠として、年金住宅融資を受けることができた事実を証明する書類を提示するとともに、ねんきん特別便に厚生年金保険の加入記録がないことから、申立期間当時において申立人の厚生年金保険期間が把握されていなかったことを挙げている。

しかし、上記 1 のとおり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付しなくても年金住宅融資を受けられる要件を満たしていたと考えられること、並びに申立人が所持している年金手帳には、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が明記され、当該手帳の記載事項から、昭和 58 年 9 月から 10 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことがうかがわれること、及び厚生年金保険の被保険者期間に引き続いて、保険料が納付されていることを考え併せると、国民年金の加入手続時点において、申立人の厚生年金保険の加入事実について正確に把握されていたものと考えられる。以上のことから、申立人が提示した資料については、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料と認めることはできない。

- 3 その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3858

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 52 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 52 年 5 月まで

昭和 50 年 3 月ごろ、私及び後に結婚した妻と一緒に市役所へ行き、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料は、後に結婚した妻が、市役所で納付していたと思う。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月ごろ、後に申立人と結婚した妻と一緒に市役所へ行き、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続は、54 年 8 月から同年 10 月までの間に行われたものと推認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、後に申立人と結婚した妻が市役所で納付していたと主張しているが、その妻は、申立期間の保険料の納付時期や保険料額について憶えていないことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月まで

昭和 36 年ごろ婦人会が私の国民年金の加入手続を行い、37 年 9 月に、同一市内の兄夫婦の所へ引っ越して同居する前までは、私が、婦人会の集金人あるいは市の委託職員が自宅に集金に来る度に現金を渡し、国民年金保険料を納付していた。その後 41 年 7 月に兄夫婦と別居するまでは、同居していた兄夫婦が保険料を納付していたはずだ。

私は、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろ、婦人会が国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする婦人会についても当時の状況を確認できない上、申立人は、申立期間のうち、兄夫婦と同居してからの 37 年 9 月以降の国民年金保険料の納付についても、直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする兄夫婦からも、証言を得ることができないことから国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和 40 年 2 月に取得されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であることに加え、申立人は申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から49年3月まで

私は、2番目の子供が6か月ぐらいであった昭和45年*月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、市役所で3か月ごとに納付書により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、2番目の子供が6か月ぐらいであった昭和45年*月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続時期についての主張を複数回変遷させていることから、加入手続時期についての記憶が曖昧である上、国民年金の加入手続を行った際に、国民年金手帳をもらっていないと思うと述べるなど、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していた市では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 10 月に結婚してしばらくしてから、当時住んでいた町の役場関係者と思われる男性が自宅を訪れ、20 歳から国民年金に加入する義務があるとして、国民年金保険料を納付するよう言われた。このため、国民年金に加入し、保険料としてその男性に 1,800 円ぐらいを手渡したが、その後の保険料をどのように納付したのかは憶えていない。

その後、私は、事情により姉が居住する市に転居し、改めて国民年金に加入したが、加入手続の時期や場所については憶えていない。当該加入手続を行った市は、以前に国民年金保険料を納付していた町とは異なる県にあったので、転居前の町で国民年金に加入し保険料を納付していたことを忘れていた。同町で 7 年間ぐらい納付していたと記憶しているので、申立期間が未加入とされ、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 10 月の結婚後しばらくして、当時居住していた町の役場関係者と思われる者が自宅を訪れ、加入を勧められたことを契機に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付し始めたと主張しているが、申立人は、加入時に約 1,800 円の現金を保険料として手渡したこと以外の記憶が曖昧であり、国民年金手帳や保険料の納付方法等については全く憶えていないなど、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、転居後の市で昭和 44 年 2 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の過半については、時効により国民年金保険料を納付できないことに加え、申立期間当時に居住

していた町で別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、同町で国民年金に加入していたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月

私は、会社を転職した際に、夫婦で市役所に行き国民年金の手続を行ったはずである。市役所に行った目的は国民健康保険のためであるが、市役所の担当者が社会保険事務所（当時）に電話で何か確認していた上、その日のうちに国民健康保険被保険者証を受け取っている。国民健康保険と国民年金は同時に加入するものであり、国民健康保険に加入していたことは確かであることから、国民年金についても加入手続を行った上、納付書で納付すべき国民年金保険料はきちんと納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年9月に市役所で国民健康保険の加入手続をしたことは確かであり、当該加入手続時に国民年金にも当然加入し、国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。しかし、申立期間当時、申立人が居住していた市では、国民健康保険と国民年金の加入手続は別に行われており、国民健康保険の加入手続を行えば同時に国民年金へ加入させるという取扱いは行われておらず、国民健康保険の加入手続のみを行うことは可能であったことが確認されていることから、申立内容から国民健康保険の加入手続を行ったことはうかがえるものの、このことをもって国民年金にも加入していたと推認することは困難である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料については、納付書で納付したとしている。しかし、申立期間当時においては、厚生年金保険と国民年金は別の記号番号で管理されており、申立人に対しては申立期間の前後を通じて国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当た

らないことから、申立期間当時においては、申立人は、国民年金に加入していなかったものと考えられるため、申立期間の国民年金保険料について、納付書が作成されたとは考えにくく、保険料を納付できなかったものとするのが自然である。このことは、平成 21 年 11 月の時点で申立人のオンライン記録が未加入から未納と訂正されていることから推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月

私は、夫が会社を転職した際に、夫婦で市役所に行き国民年金の手続を行ったはずである。市役所に行った目的は国民健康保険のためであるが、市役所の担当者が社会保険事務所（当時）に電話で何か確認していた上、その日のうちに国民健康保険被保険者証を受け取っている。国民健康保険と国民年金は同時に加入するものであり、国民健康保険に加入していたことは確かであることから、国民年金についても加入手続を行った上、納付書で納付すべき国民年金保険料はきちんと納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年9月に市役所で国民健康保険の加入手続をしたことは確かであり、当該加入手続時に国民年金にも当然加入し、国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。しかし、申立期間当時、申立人が居住していた市では、国民健康保険と国民年金の加入手続は別に行われており、国民健康保険の加入手続を行えば同時に国民年金へ加入させるという取扱いは行われておらず、国民健康保険の加入手続のみを行うことは可能であったことが確認されていることから、申立内容から国民健康保険の加入手続を行ったことはうかがえるものの、このことをもって国民年金にも加入していたと推認することは困難である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料については、納付書で納付したとしている。しかし、申立人は、申立期間当時においては、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続を適切に行った形跡がうかがわれなことから、引き続き第3号被保険者として取り扱われたものと考えられる

ため、申立期間の国民年金保険料について、納付書が作成されたとは考えにくく、納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、昭和 63 年 10 月から平成 2 年 9 月までの期間について、7 年 6 月になって特例届出により、第 3 号被保険者とされていることがオンライン記録により確認できる。このことから、申立人が申立期間直後においても、第 3 号被保険者への種別変更手続を適切に行っていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の夫も申立期間当時の国民年金保険料は未納とされている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった時、私の母親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の母親が両親の保険料と一緒に集金人に納付してくれており、結婚後は、私の母親が私たち夫婦の分を合わせて納付してくれていた。私の妻は、当時、私の母親から受け取った保険料の領収書を年金手帳に貼り付けていたことを記憶しており、妻の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、昭和 53 年 2 月に行われたことが推認でき、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、その母親から特例納付により申立期間の保険料をまとめて納付したと聞いたことはなく、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3865 (事案 2682 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年9月までの期間、60年1月から平成2年12月までの期間、3年5月から同年11月までの期間、4年2月から5年11月までの期間及び6年1月から15年4月までの期間の国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から59年9月まで
② 昭和60年1月から平成2年12月まで
③ 平成3年5月から同年11月まで
④ 平成4年2月から5年11月まで
⑤ 平成6年1月から15年4月まで

私は、昭和51年ごろ、区役所から国民年金保険料の免除の申請をすることができる旨の説明を受け、昭和51年度の保険料について申請を行った。その際、免除制度について、担当者から、「国民年金保険料の申請免除は、一度申請して認められれば、それ以降は手続をしなくても失業したときなどは免除が続きます。」との説明を受けていた。

このため、昭和51年度の国民年金保険料を免除されてから2年後と3年後に、免除記録を確認したところ、52年度と53年度も免除が続いていたので、その後の申請は不要と思い、54年度以降の申請手続をしないうちに、54年度と55年度の2年間を加えた計5年間が免除となっていたが、56年度以降の申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされている。

委員会における当初の判断後、私が保管している免除の申請が行われた当時の生活状況を確認できる証拠(親類からの手紙)が見つかったのでこれにより昭和54年度及び55年度に誤った免除の申請の手続が行われたことが明確であることから、社会保険庁(当時)の記録管理は信用できないため、56年度以降も申立期間の国民年金保険料の免除が認められるべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にかかる申立てについて、申立人は、国民年金保険料の申請免除制度について、昭和 51 年ごろ、区役所の担当者から、「一度申請して認められれば、それ以降は手続をしなくても失業したときなどは免除が続きます。」との説明を受けたと主張しているが、申立人が当時居住していた地域では、申請免除の承認期間を最大 3 年間と区切っていたことが確認でき、一度の免除承認により 3 年間を超えて免除されていた実態は認められないこと、及び昭和 54 年度と 55 年度の 2 年間の免除については、申立人の妻も同期間が申請免除となっていることが確認できることから、当時、夫婦二人分の免除の申請が行われ、前述の 3 年間を合わせた計 5 年間の申請免除が行われた可能性がある上、社会保険事務所（当時）は、昭和 56 年 7 月に、申立人及びその妻が不在者であることを決定していることから、区役所及び社会保険事務所から申立人への連絡が不可能となり、申立人から免除の申請が行われなかったことにより、昭和 56 年度以降の国民年金保険料は免除されなかったものとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、申立期間にかかる免除の申請が認められるべきであるとする資料として、新たに親類から送られたとする「手紙」を提出し、当時、自身の経済状況から本来認められるべきでない免除の申請が認められていることから、社会保険庁の記録管理に不備があり、申立期間の保険料が免除されるべきであるとしているが、その「手紙」は、日常のことを綴っただけのものであり、申立人の主張を肯定する内容の資料とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から13年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から13年7月まで

私は、勤めていた会社を退職した平成10年10月に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、当初、郵送されてきた納付書により毎年度分を社会保険事務所で納付し、途中からは口座振替により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当初、年度ごとに郵送されてきた納付書により、社会保険事務所で毎年度分を納付したと主張しているが、当時、同事務所では現年度の保険料は納付できなかったことから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、自分の年金手帳に種別変更があった日として平成10年10月21日の日付が記載されていることから、同日に変更手続を行い、その時点から国民年金保険料を納付していたと主張しているが、この種別変更日は手続日ではなく、オンライン記録上の第1号被保険者となった日付である上、保険料の納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていた状況において、複数の年度にまたがって、金融機関や行政機関において事務処理に不手際があったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私の国民年金の加入手続は、時期や場所は不明だが、母親が行ってくれたと思う。国民年金保険料は、母親又は姉が、自宅に来た自治会の婦人会の集金人に、私、母親、姉及び義兄の4人分を一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の母親又はその姉が、申立人、その母親、その姉及びその義兄の4人の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったはずであるとするその母親は、既に亡くなっている上、申立期間の保険料を納付したはずであるとするその姉は、保険料を納付していないと述べるなど、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和50年12月ごろに行われたものと推認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の特殊台帳から、昭和43年4月から申立期間直前の48年3月までの国民年金保険料は、第2回特例納付により納付されていることが確認できることから、申立人の母親は、この期間の保険料を納付したものと

推認できるが、申立期間は、第2回特例納付の納付可能期間ではないことから、その母親が、当該期間の保険料まで納付していたと推認することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 10 月ごろ、自宅近くにある区役所の事務所に行き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

国民年金手帳にも、私が昭和 35 年 10 月に国民年金に加入している旨が記入されているにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 10 月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号の任意加入者の国民年金の加入手続日から申立人の国民年金の加入手続時期は、46 年 12 月以降であると推認され、申立人が所持している国民年金手帳にも発行日は 47 年 3 月 14 日と記入されていることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは 46 年 12 月から 47 年 3 月までの間であると推認され、申立内容と一致しない。

また、上述のとおり、加入手続時期は昭和 46 年 12 月から 47 年 3 月までの間であると推認されることから、その時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、申立期間の始期から国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の資格取得日が昭和 35 年 10 月 1 日になっているため、その時期に国民年金の加入手続を行い、そのころから国民年金保険料を納付していたと述べているが、国民年金の資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡^{そきゆう}及するため、保険料納付の

始期を特定するものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に両親から国民年金の加入を勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際に、区役所の窓口の職員から、国民年金保険料を 5 年間さかのぼって納付できると聞いたことから、5 年分の保険料をさかのぼってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 3 月に区役所で国民年金の加入手続を行い、5 年分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所等の記憶が曖昧であり保険料の納付状況が不明である上、納付したとする保険料額は、申立期間当時の金額と相違しており、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人は昭和 53 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、その時点において、さかのぼって納付可能な 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付したことが推認できるが、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 23 日から 36 年 5 月 21 日まで
私は、昭和 35 年 8 月 23 日から 36 年 5 月 20 日までの期間に A 社で勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。なお、同社は、B 社の下請けだった。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、申立人と同姓の者が A 社に勤務していたと証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同様に C を辞めて A 社に勤めたとしている同僚は、同社において厚生年金保険の被保険者になっておらず、申立人が記憶している複数の同僚も同社及び B 社 D 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にその氏名は見当たらない。

また、申立期間当時の事業主は、既に死亡している上、社会保険事務を担当していた事業主の子は、「社会保険事務は主に兄が行い、自分は亡くなった兄に指示されて動いていただけであり、申立人について具体的な記憶が無い。」としており、申立人には、給与明細書などの保険料控除を確認できる資料や保険料控除に関する具体的な記憶が無く、このほかに、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 18 日から同年 7 月 1 日まで
私は、A社を退職後、すぐにB社に就職した記憶がある。4か月余りの間、無職であったことも無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人のA社における離職日は平成3年2月17日となっているところ、申立人は、「A社を退職後、すぐにB社に就職した。」と述べている。

しかし、雇用保険の記録では、申立人はB社において、平成3年7月1日から4年10月20日まで雇用保険に加入していることが確認でき、オンライン記録と一致しているところ、B社の総務担当者は、「厚生年金保険及び雇用保険は、同日付けで加入させている。また、社員の入社日は、月初（1日付け）としている。」と回答している。

また、A社の同僚は、「申立人は、A社を退職後、B社に入社するまで、A社が忙しい時だけ同社でアルバイトをしていた。」と供述しているところ、申立人も同様の供述をしている。

さらに、B社の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における同社での勤務実態をうかがえる供述を得ることができないため、勤務実態及び保険料控除の確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 20 日から 28 年 5 月 20 日まで
私は、昭和 27 年 9 月 1 日から 29 年 1 月 7 日まで、A 社に勤務していた。この間、健康そのもので休日以外は休むことは無かったと記憶している。同社は、給与の遅配も無く、経営状態も悪くはなかったので、6 か月分だけ厚生年金保険料を未納にする理由は無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人が同社における上司として挙げた者は、同社において被保険者となっていないことが確認できる。

また、複数の者から聴取したものの、申立人を記憶している者がおらず、申立人の A 社における勤務期間を特定することができない。

一方、申立人は、申立期間を含め、昭和 27 年 9 月 1 日から 29 年 1 月 7 日までの期間は A 社に勤務していたと述べているが、オンライン記録では、申立人は 28 年 5 月 20 日に B 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

このことについて、申立人は、B 社に勤務した記憶は無いと述べているが、同社の従業員は、「申立人は同社に勤務していた。」旨を供述している。

また、B 社の従業員は、「当時、同社では、数箇月の試用期間があった。」と供述している。

なお、A 社及び B 社の複数の従業員から聴取したが、両社が関連会社であったとする旨の供述は無く、両社において厚生年金保険の被保険者期間

が確認できる者は申立人のみである上、両社において重複して役員となっている者も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から 30 年 7 月 20 日まで
私は、昭和 29 年 4 月から 39 年 2 月 28 日まで、A社においてB業務を行っていた。

学校から紹介を受けてA社に入社しており、先生立会いの下で同社の面接を受け、社会保険の取扱いについての説明も受けた記憶がある。

昭和 29 年 7 月までは試用期間であったと思うが、同年 7 月 1 日から 30 年 7 月 20 日まで厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間について調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が卒業し、A社への紹介を受けたとする学校から、「申立人と氏名及び生年月日が同一である者が、昭和 29 年 3 月に本校を卒業し、同年 4 月に同社に入社した記録が保管されている。」との回答が得られている。

また、申立人は、A社への入社の際、勤務内容及び同僚の氏名を詳細に記憶していることから、申立人が昭和 29 年 4 月に同社に入社し、申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同じ学校から同期で入社し、1年ぐらい勤務していたとする者の被保険者の記録は、確認できない。

また、当時の同僚3名は、その記憶する入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日に数箇月から1年以上の相違があり、資格取得日前の期間における保険料控除の有無については、いずれも記憶が曖昧である。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人と同日に申立人を含む3名が被保険者資格を取得しているところ、申立人はそのうち1名は自身よ

り先に入社していたと供述している。

加えて、A社は既に解散しており、人事記録等の関連資料を得ることができない上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除について証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3038 (事案 1273 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 11 月から 27 年 6 月 1 日まで

申立期間に係る新たな資料として、写真を提出する。ここに写っている複数の同僚は、申立期間当時の私のことを覚えているに違いない。この同僚に確認して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の人事記録には、申立人が昭和 27 年 6 月に正社員になり、同年 6 月に厚生年金保険に加入した旨の記載がある。また、複数の同僚が「26 年 9 月の入社当時、申立人は臨時工であり、27 年 6 月に数名が正社員になったが、申立人はそのうちの一人であった。当時、臨時工は厚生年金保険に加入しておらず、正社員となり厚生年金保険に加入した。」と証言しているとして、既に、当委員会の決定に基づく平成 21 年 9 月 4 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時の資料として新たに写真を提出し、当時の申立人のことを覚えているに違いないとして同僚等の名前を挙げているが、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人について、「申立人は、私と一緒に昭和 27 年 6 月に正社員に登用された。申立期間は臨時工だったと思う。臨時工は厚生年金保険に加入していないと思う。」と証言しており、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月 15 日から 56 年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 1 月 3 日から 60 年 10 月 22 日まで

私は、申立期間①にA社、申立期間②にB社の営業をしていた。A社では給与明細書も無かったが、毎月1万円の社会保険料を引かれていた。

また、B社は、入社2年もたたないうちに倒産し、社長は行方不明となってしまったが、社会保険料は引かれていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶しているA社の本社及び各支店の所在地が同社の商業登記簿謄本の記載と一致していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、申立期間①以後の昭和60年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人の国民年金被保険者原票によると、申立人は、当該期間において、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、当該期間における厚生年金保険料控除の事実について証言等を得ることができない。

申立期間②について、申立人が記憶しているB社の事業主名及び所在地が同社の商業登記簿謄本の記載と一致していることから、時期は特定でき

ないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、当時の事業主の年金記録を調査したところ、申立期間は厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者原票によると、申立人は、当該期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、当該期間における厚生年金保険料控除の事実について証言等を得ることができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月 5 日から 54 年 4 月 7 日まで
② 昭和 54 年 4 月 9 日から 55 年 6 月 21 日まで

私は、昭和 53 年 5 月 5 日から 54 年 4 月 6 日までは A 社に、同年 4 月 9 日から 55 年 6 月 20 日までは B 社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。両社ともパート社員だったが、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、A 社でパート社員として勤務していたと述べているところ、同僚は、「正確なことは分からないが、パート社員は厚生年金保険に加入させていなかったのではないか。」と述べている。

また、申立人は、二人の同僚を挙げているが、姓のみの記憶のため、当該同僚を特定できず、このほかに複数の同僚から聴取したものの、パート社員についての厚生年金保険の取扱いをうかがえる供述を得ることができなかった。

さらに、A 社は、人事記録や賃金台帳など、厚生年金保険料の控除を確認する資料は無いと回答している上、申立人も当該期間に係る保険料控除を確認できる資料は所持していない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人と当該期間において共に勤務していたとする B 社の関連会社である C 社の従業員の供述から、申立人が当該期間において B 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 社の人事部の責任者は、「当時、パートとアルバイト勤務の

者は、健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、B社において当該期間当時から在籍している複数の同僚は、当時、パート勤務の者は厚生年金保険に加入していなかったと証言している。

さらに、B社の保管する厚生年金保険資格取得者名簿及び資格喪失者名簿に申立人の名前は確認できない。

加えて、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 7 月 4 日から 20 年 11 月 1 日まで
② 昭和 29 年 5 月 18 日から 30 年 5 月 21 日まで

私のねんきん特別便の記録を見たところ、昭和 19 年 7 月 4 日から 20 年 10 月 31 日まで A 社 B 支部に F 職として召集され、C 病院に勤務していた期間と、29 年 5 月 18 日から 30 年 5 月 20 日まで D 病院（現在は、E 病院）に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社 B 支部提出の F 職名簿及び身分証明書の写しから、申立人は当該期間において、F 職として、C 病院に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社本社によると、当時の F 職は、厚生年金保険の被保険者とはならない。給与は、G から支給されており、同社では、給与を支給していないと考えられると回答している。

また、昭和 19 年 10 月までの期間は、女子労働者は、厚生年金保険法施行前の期間であり、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立人は、同僚の名前を挙げているが、厚生年金保険加入記録は見当たらず、申立人の保険料控除に関する証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、D 病院提出の辞令書及び発令書の写しから、申立人が当該期間において、同病院に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録から、D 病院は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるところ、F 共済組合によると、同病院は、現

在に至るまで国保直営診療所であるため、厚生年金保険の適用事業所となつたことはないとしている。

また、F 共済組合は、申立人の当該期間は、G 恩給組合の組合員期間であり、申立人は、当該期間に係る退職一時金を受給していると回答している。

このほか、申立期間①及び②において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 2 日から 35 年 6 月 26 日まで
② 昭和 35 年 6 月 30 日から同年 10 月 31 日まで
③ 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 7 月 31 日から 39 年 1 月 31 日まで
⑤ 昭和 39 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①はA医院、申立期間②はB社、申立期間⑤はC社に勤務していたが、被保険者期間となっていない。また、D社については、昭和 37 年 9 月 1 日から 39 年 1 月 30 日まで勤務していたが、申立期間③及び④が被保険者期間になっていない。調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人のA医院に勤務した経緯の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人が同医院に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A医院は当該期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A医院の所在地を管轄する法務局において、同医院の法人登記の記録が確認できず、申立人は「A医院の従業員は、3名ぐらいであった。」と述べている上、E市医師会は、同医院について、「F科」のみを標榜する医療機関であったと回答していることから、同医院は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかった可能性がうかがえる。

さらに、A医院は既に廃業しているため、E市医師会に照会したところ、

院長については昭和 25 年 5 月から 63 年 4 月まで医師会会員であったが、現在の連絡先は確認できないとしており、申立人の厚生年金保険料の控除については確認することはできない。

申立期間②については、申立人はG県H区I町にあったB社に勤務したと記憶しているが、オンライン記録によると、B社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所（当時）が、当該地区を管轄する法務局にB社の法人登記を照会したところ、B社の記録は確認できなかったが、同地には、J社が登記されていることを確認することができたところから、申立事業所はB社ではなくJ社であると考えられ、申立人の勤務場所や勤務内容の説明から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、J社は当該期間において、厚生年金保険の適用事業所になっていない。

さらに、J社の代表取締役は既に死亡しており、他の取締役も住所が特定できない上、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間③について、申立人のD社に勤務した経緯の詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人が同交通に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚は、「一部の者については試用期間があった。」
「試用期間が無い者であっても一定期間、勤務状況を見てから正社員としていた。」と供述している。

また、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に連絡が取れないことから、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

申立期間④については、申立人はD社に昭和 39 年 1 月 30 日まで勤務していたと述べているが、申立人は同僚の名前を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態や保険料控除について証言を得ることができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間④に在籍していた複数の従業員に照会したが、申立人が当該期間において勤務していたとする証言を得ることができなかった。

さらに、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に連絡が取れないことから、申立期間④における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

申立期間⑤については、申立人がその後に勤務したK社が保管する申立人の職歴データにC社の記載があることから、申立人が当該期間に同社に

勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者期間が1年未満の複数の同僚に照会したところ、「期間は断定できないが試用期間があった。」と証言している。

また、申立人は、「K社採用の内定を受けていたため、C社の勤務期間はK社入社までの短期間勤務であった。」と述べており、当該期間については、上記の試用期間と考えられ、C社は、申立人については社会保険加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に連絡が取れないことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成 3 年 9 月以降の標準報酬月額が低く変更されているが、申立期間当ても 100 万円以上の給与をもらっていたので、標準報酬月額を変更前の 53 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額については、当初 53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 3 年 12 月 30 日の後の 4 年 4 月 8 日付けで、さかのぼって 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本及び申立人の供述により、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、取引先の廃業による給与の減額があり、代表取締役と取締役が合議し、私の平成 3 年 9 月から同年 11 月までの標準報酬月額を 53 万円から 20 万円に減額した旨の届出を社会保険事務所（当時）に提出したことを思い出した。」と供述しており、当時のA社の事業主も、「申立人が経理担当取締役で社会保険事務の責任者であり、減額処理に関与していた。」と回答をしていることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の経理担当取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで
② 昭和 56 年 7 月 1 日から同年 12 月末ごろまで

私は昭和 54 年 4 月 1 日から 56 年 12 月末ごろまでA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が 55 年 5 月 1 日から 56 年 7 月 1 日までの期間となっている。同社は、私が 54 年 4 月 1 日から勤務していたことを認めており、また、56 年 12 月にボーナスをもらってから退職した記憶もあるので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管している昭和 54 年 4 月 1 日付けの人員配置表及び同僚の証言から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載されている申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 55 年 5 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、A社から提出された当該期間の臨時職員給与等に関する基準によれば、「社会保険の適用は雇用期間3か月を超える者に対しては、職員に準じ加入させることができる。」とされている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は、「私の入社日は昭和 55 年 3 月であるが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 56 年 4 月である。」と供述していることから、同社では厚生年金保険の加入について従

業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、昭和 56 年 12 月末ごろまで A 社に勤務していたと供述しているが、同社は、同年 6 月 1 日付けの人員配置表に申立人の名前を確認できるが、同年 7 月以降の人員配置表では申立人の名前を確認できないと回答していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A 社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 56 年 7 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 4 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 41 年 1 月 4 日から同年 4 月末日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社における仕事の内容及び従業員数を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録から、A社と類似する名称のB社の存在を確認できたが、同社の所在地は、申立人の記憶しているA社の所在地と異なっている上、申立期間においては適用事業所となっていない。

さらに、A社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記簿の記録が確認できず、申立人は、同社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に照会をすることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月ごろから 53 年 3 月ごろまで
私は、昭和 51 年 9 月ごろから 53 年 3 月ごろまで、A社においてB業務をしていた。保険料は給与から天引きされていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の後に勤務したC社が保管している申立人の履歴書及びA社の事業主の妻の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 62 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の事業主の妻は、「申立期間における保険料の控除については、夫は死亡しており、資料も無いため不明である。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から同年10月1日まで
私は、昭和23年7月1日から24年9月30日までA庁に勤務していた。当時の日記があったので、厚生年金保険の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している日記から、申立人が申立期間にA庁に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A庁は、昭和24年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、B共済組合は、「A庁は昭和24年6月1日から国家公務員共済組合に加入した。」と回答している。

さらに、申立人は、厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持していない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 21 日から 42 年 2 月 26 日まで
② 昭和 42 年 3 月 1 日から 49 年 9 月 21 日まで

私は、昭和 40 年 4 月から A 社、42 年 3 月から B 社に勤務していた。厚生年金保険の記録では、私が、厚生年金保険に加入していた被保険者期間のすべてを脱退手当金として受給したことになっているが、受給した記憶が無いので、調査し、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、その表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 50 年 2 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 24 日から 32 年 5 月 10 日まで
私は、中学校を卒業してすぐの昭和 31 年 4 月に、A 社（現在は、B 社）に入社し、翌年に C 社に転職する前月まで継続して勤務していたにもかかわらず、31 年 5 月に A 社の被保険者資格を喪失したことになる。当時は、学校の紹介で入社したところは、1 年以内に辞めてはいけないと言われており、2 か月足らずで退社することは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても引き続いて A 社に勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が欠落しているのは納得できないと主張している。

しかし、申立期間に A 社において被保険者資格を取得している同僚 20 人に照会したところ、回答があった 15 人のうち 12 人は申立人を知らないと回答している。

また、残りの 3 人は申立人と同じ日に被保険者資格を取得している者であり、申立人を知っているが、いつまで勤務したか分からないと回答している。

さらに、申立人は同僚及び上司の氏名を記憶しておらず、B 社は当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失日の記録は、社会保険事務所（当時）の記録と一致しており、申立人の資格喪失日の記録に不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 16 日まで
私は、60 歳になる数箇月前に社会保険事務所（当時）へ行き、年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。申立期間当時、会社には退職金制度はまだ無く、退職後の数年以内に、脱退手当金はおろかほかに金銭を受領した記憶は無いので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

また、当該被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 4 月 16 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、申立人と同様に「脱」表示のある同僚 6 名に聴取したところ、全員が「脱退手当金を受給した。」と供述している。

さらに、申立人は昭和 42 年 6 月に婚姻しているところ、当該被保険者名簿には、氏名変更と記載されている上、オンライン記録において婚姻から約 2 か月後に脱退手当金が支給されていることが確認できることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3051

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 10 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

私は、A 学校在学中に B 社の入社試験を受け、合格したが、兵役に行かなければならない時代であり、昭和 18 年 9 月に A 学校を卒業後、同年 10 月に C 軍 D 隊へ入隊した。復員後、母から貯金通帳と同社の採用辞令、賃金通知書が入った封筒をもらい、その貯金通帳には同社からの給料が積まれていた。

B 社の厚生年金保険の加入記録が昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までとなっているが、18 年 10 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B 社発行の辞令により、申立人は、昭和 18 年 10 月 1 日に同社の職員として採用されたことが確認できることから、申立人が申立期間に同社に在籍していたことは推認できる。

一方、申立期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は「B 社では勤務したことは無く、同日付けで C 軍 D 隊へ入隊し、整備員の仕事をしていた。」と述べていることから、申立人は、筋肉労働者ではなかったと考えられる。

このほかに、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月19日から28年4月1日まで
私は、昭和24年4月1日から28年3月31日までA事務所C部において勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、26年10月19日から28年4月1日までの期間が被保険者期間となっていない。間違いなく同年3月31日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事務所C部に昭和28年3月31日まで勤務していたと主張しているが、D事務所が保管する申立人の登録票には、退職日が26年10月18日と記載され、27年1月17日付けで退職手当が支給されていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載されているA事務所C部における資格喪失日は、昭和26年10月19日となっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、申立人が自らの退職日以降も継続して勤務していたとする複数の同僚の資格喪失日は、申立期間中の昭和27年4月6日であり、このうち連絡が取れた同僚は、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録と勤務していた期間は一致していると述べている。

このほか、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 28 日から 29 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 28 年 3 月に高校を卒業し、A社（現在は、D社）B支店 C出張所に 29 年 6 月末まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店C出張所内での当時の写真や同社B支店C出張所で一緒に働いた同僚等の名前を記憶していることから、時期は特定できないが、申立人が同社B支店C出張所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、「保管されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えには申立人の氏名は無い。人事資料は既に廃棄していることから、申立人が申立期間にA社B支店C出張所で勤務していたかどうかは不明である。」と回答している。

また、D社の人事担当者は、当時、現地採用された人達は臨時社員扱いであり、社会保険には加入させていなかったと証言している。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月ごろから 34 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 27 年ごろに A 社に入社し、52 年 7 月 22 日まで勤務していた。臨時作業員、B 作業員を経て 31 年 4 月から月給制になった。
昭和 31 年 4 月ごろから 34 年 8 月 1 日まで年金記録が無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和 34 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 社人事部は、「当時の臨時作業員及び B 作業員と呼称される者は日雇で、雇用保険のみ加入していた時期であった。」と回答している上、複数の同僚は、「臨時作業員、B 作業員というのは日雇の待遇で、雇用保険だけに加入していた。臨時作業員、B 作業員を一定期間勤めると厚生年金保険に加入した。」と供述している。

また、A 社が保管する社会保険台帳に申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 34 年 8 月 1 日、資格喪失日は 52 年 7 月 23 日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む 33 名が昭和 34 年 8 月 1 日付けで資格を取得していることが確認できる。申立人は、当該 33 名の中に、自身より前から勤務していたと記憶している者が複数名確認できる旨の供述をしていることから、同社においては入社から相当期間を経過した後に厚生年金保険及び健康保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月1日から36年4月1日まで
私は、前夫が設立にかかわったA社で、最初のころは事務所の2階に住み、電話の受付などをしていた。自宅を事務所とは別に構えてからは、お手伝いさんを雇い事務所に通った。申立期間を厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において前夫も設立にかかわったA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしいと主張している。

しかし、申立人は、昭和31年ごろまでは、A社から給料が支給されていなかったと述べている。

また、申立人は、昭和33年4月から2年間は、昼間は学校に通っており、その後1年間はB事業所でインターンとして働くようになったと述べている。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚19名のうち10名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が無いことから判断すると、同社では厚生年金保険の加入について従業員ごとに異なった取扱いをしていたものとみられる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無く、A社の元事業主は既に死亡しており、また現在の事業主も、「申立期間の資料も無く在職者もないため不明。」と回答しているため、申立人の給与からの保険料控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 3056

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 21 日から 36 年 4 月 5 日まで
私は、A社に勤務していたが、同社が倒産したので、B社へ入社した。その後、A社がC社として再出発するということになり、私に声がかかったので、B社を退社して、C社へ入社した。ところが、厚生年金保険被保険者の記録を見ると、同社へ入社したころの記録が抜けているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、C社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において資格取得日が昭和 36 年 4 月 3 日である同僚 6 名の採用年月日を調査したところ、いずれも同年 1 月以前に採用されたとしており、その採用日は、それぞれ異なった日付であることが確認できることから、同社は、当時、一定期間内に採用した者をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

また、厚生年金保険の取扱いについて、現在の事業主に確認したところ、「当時の事業主は既に亡くなっているため、確認することができない。」としており、さらに、複数の同僚に厚生年金保険料の控除について照会したが、保険料控除をうかがえる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月ごろから 40 年 3 月ごろまで
私は、A社に入社し、申立期間にB業務やC業務をしていたが、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が保管する昭和 39 年 8 月当時の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書には、申立人の名前は確認できない。

また、当時、経理を担当していた者は、「社員の出入りが激しかったので、入社してすぐには、厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」と述べている。

さらに、申立人が挙げた同僚は、申立期間後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、当該同僚は、「私は、A社での資格取得日前から同社に勤務していた。同社で厚生年金保険に加入した経緯は、自ら希望したためである。」と述べている。

加えて、上記の同僚が挙げた同僚の中には、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者もいることから、申立期間当時、同社では、厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、当時の事業主は既に死亡しており、証言を得ることができず、現在の事業主は、「当時の厚生年金保険の取扱いについては、不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3058

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月ごろから29年8月31日まで
私は、申立期間にA県B市に所在していたC施設のDで働いていたが、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。
調査の上、E事業所の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する写真により、申立人が申立期間において、Dに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生省保険局長通知「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者について」（昭和26年7月3日保発第51号）により、昭和26年7月1日からは、ハウス等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂等に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者とならないこととなっている。

また、申立人がDの業務に従事していたとする2名の同僚は、E事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和26年7月1日に喪失しており、申立期間においては被保険者となっていない。

さらに、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格を昭和26年7月1日に喪失している者が複数確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月から25年9月1日まで
② 昭和25年10月12日から同年11月まで
③ 昭和32年1月から33年3月まで

私は、A社に昭和24年5月から25年11月まで継続して勤務していたが、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。また、申立期間③はB社に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同日の昭和25年9月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が116名確認できるところ、申立人は、「同期入社社員はいなかったと思う。」と供述している。

また、そのうちの複数の者が、資格取得日より前にA社に入社している旨を供述しており、これらのことから、同社では当時、一定期間内に採用した者を昭和25年9月1日にまとめて厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

さらに、上記の者からは、資格取得日前の期間に係る保険料の控除をうかがえる供述を得ることができず、当時の事業主は連絡先が不明である。

申立期間②について、申立人は、昭和25年11月までA社に勤務したと供述している。

しかしながら、複数の同僚から聴取したものの、申立人の当該期間における勤務実態をうかがえる供述を得ることができない。

また、申立人は、「A社を退職後、いったんD県の実家で一週間程度過

ごした後にC社に入社した。」と述べているところ、申立人のA社退職後に勤務したC社における資格取得日は昭和25年11月2日となっている。

さらに、上述のとおり、当時の事業主は連絡先が不明のため、申立人の当該期間における勤務実態について供述を得ることができない。

申立期間③について、申立人が名前を挙げた同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該期間においてB社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人と同じ職種で勤務時間も同一であったとする同僚は、「申立人については不明だが、私は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と述べている。

さらに、B社が所在したとする地域を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録は確認できない上、申立人及び同僚は、事業主の氏名を記憶していないことから、供述を得ることができない。

申立期間①から③までについて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人のこれら申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 18 日から同年 11 月 1 日まで
私は、昭和 63 年 4 月 18 日に A 社（現在は、B 社）に入社した。厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間の記録が欠落している。当該期間について給与明細書を保管しておらず厚生年金保険料を控除されていたかは不明であるが、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された労働者名簿並びに当時の事業主及び同僚の供述により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は昭和 63 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間に係る厚生年金保険料について、事業主は、給与から保険料は控除していないと回答しているほか、複数の同僚も、保険料が給与から控除されていたことは記憶が無いと供述している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料控除について記憶していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 26 日から 46 年 2 月 16 日まで
私は、昭和 42 年 1 月 5 日に A 社に入社し、52 年 7 月 30 日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録によると、43 年 8 月 26 日から 46 年 2 月 16 日までの期間が被保険者となっていない。ずっと正社員として厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間のみ記録が無いのは納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に入社を勧めた同僚は、「申立人は、申立期間を含めずっと A 社で勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の同僚は申立期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者となっておらず、「私は、A 社の社員ではなく、私の雇用主は工場長であった。」と述べている。

また、A 社の当時の工場長は、同社に係る被保険者記録が無い上、当時の事業主は、昭和 45 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得しており、申立期間の一部期間については被保険者となっていない。

さらに、オンライン記録では、申立人がいったん資格を喪失した昭和 43 年 8 月の前後の期間に、15 名いた被保険者のうち 6 名が資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A 社は平成 8 年 6 月に解散している上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、人事記録等の関連資料は無く、厚生年金保険料控除に係る供述を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月から 33 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 9 月から、複数の C 業務店が共同で立ち上げた A 工場に入社した。入社後 2 年目辺りに経営者が交替し、社名が B 社となった。社会保険事務所（当時）で私の年金記録を確認したところ、同社に社名を変更してからの期間は厚生年金保険被保険者となっているが、申立期間が被保険者となっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の証言から、申立人が申立期間において A 工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 工場は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立期間において同工場の責任者だったとされる C 業務店店主及び申立人が記憶する同僚の厚生年金保険の加入記録は無い。

また、A 工場を引き継いだ B 社が適用事業所となった昭和 33 年 7 月 1 日に資格取得した者は 73 名おり、そのうち連絡の取れた 2 名から聴取したところ、「A 工場が B 社となる以前は、工場で働く者は各 C 業務店で雇用されていた者だったので、社名が変わるまでの期間は厚生年金保険に加入していなかった。」、「自分は、厚生年金保険の資格取得日より以前から勤めていたが、A 工場が B 社となる以前は厚生年金保険に加入していなかった。」との供述が得られた。

さらに、当時の工場長と連絡が取れないため、申立人の保険料控除に係る関連資料等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 55 年 4 月まで

私は、A社（現在は、B社）C営業所の所長に誘われてE職の研修を受けた後、昭和48年5月から55年4月まで、D商品のE職として働いていた。その間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、歩合制のE職として働いていたと述べているところ、B社では、「E職は、D商品を委託され、販売した商品に対して歩合手数料を受け取る個人事業主に当たるため、雇用関係は存在しない。したがって、厚生年金保険には加入させていない。」と回答している。

また、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月ごろから37年1月ごろまで
私は、B駅前にあったA社でC業務をしていたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の仕事の内容等を詳細に記憶し、その内容はA社の関係者の証言と一致することから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和62年9月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間にA社の事業主であった者は既に死亡しており、申立人も、当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の厚生年金保険料控除について照会することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円となっているが、その間の給与は、80 万円であった。標準報酬月額の引下げについては何も知らされていなかったため、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は申立人が主張する 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 9 年 12 月 31 日）の後の 10 年 1 月 9 日付けで 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたことが社会保険事務所（当時）の記録や同社の商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の訂正の届出については記憶が無いとしているものの、「会社の経営は思わしくなく、保険料を滞納したことはないが、約束手形で納付したことがある。」と述べている上、A社には、申立人のほかに代表取締役はおらず、経理や社会保険の届出等の事務は、すべて自身自分が行っていたと述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月から 58 年 3 月まで A 病院に勤務していた。7 人以上の雇用者がいるのに厚生年金保険に加入していないのは、当該事業所にも責任があるが、これを放置した行政にも責任はある。申立期間における源泉徴収票を添付するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び申立人の所持する昭和 53 年から 57 年までの源泉徴収票から、申立期間について、申立人が A 病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 病院は、平成元年 4 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の源泉徴収票のうち、昭和 53 年から 55 年の源泉徴収票には、「給与等の控除分欄」が無いため、当該期間における社会保険料の控除の有無が確認できず、56 年及び 57 年の源泉徴収票には、社会保険料控除額が記載されているものの、当該社会保険料控除額は、厚生年金保険料額に比べ著しく低額であることから、当該控除金額は、厚生年金保険料ではないと認められる。

さらに、申立人は、「国民年金保険料を現年度納付していることについて、当該事業所が社会保険に加入していなかったため、母親が心配し、母親と共に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付をした。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。